

(参考)配置職員の状況

○ それぞれの施設等の役割に応じて、介護職員及び看護職員の配置基準が定められており、具体的な配置基準と実際に配置されている数は以下のとおりである。

平成16年10月1日

職種		施設種類				
		介護療養型 医療施設	介護 老人保健施設	特別養護 老人ホーム	認知症高齢者 グループホーム	特定施設
配置基準 (※1)	介護職員	6:1以上 (17人)	看護・介護 3:1以上 (看護2/7) 介護25人 看護9人	看護・介護 3:1以上 入所者100人の 場合、看護3人 介護31人 看護3人	3:1以上 (4人)(※3)	看護・介護 3:1以上 利用者100人の 場合、看護3人 介護31人 看護3人
	看護職員	6:1以上 (17人)				
従業者数 (※2)	介護職員	31.9	30.3	38.5	7.2(※3)	36.4
	看護職員	28.5	11.1	4.9		5.6

※1…()内は、利用者を100人として算出した数。

※2…定員100人あたりの常勤換算従業者数

※3…認知症高齢者グループホームは、利用者10人あたりの数

【資料】「平成17年介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省統計情報部)